

### 【行政情報】

#### ● 三大都市圏の「関係人口」は1,000万人超：国交省

国土交通省は2月18日、「地域との関わりについてのアンケート」の結果のとりまとめとして三大都市圏の「関係人口の実態把握」を公表した。関係人口は、移住でも観光でもなく、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な関わりを持つ人口。18歳以上の居住者(約4,678万人)のうち、約2割強(約1,080万人：推計値)が特定の地域を訪問している関係人口(訪問系)であることが分かった。

特定の地域を訪問する関係人口(訪問系)は回答者のうち23.2%を占めた。その内訳は、地縁・血縁先以外の地域で飲食や趣味活動を行う“趣味・消費型(10.5%)”から、地域の産業創出や地域づくりに参画する“直接寄与型(3.0%)”まで、地域と多様な関わり方を行っている。東京都に在住する関係人口(訪問系)のうち、関わり先の41.4%が首都圏内である一方、三大都市圏、政令市及び中核市以外の地方部への関わりを持っている人が28.5%存在する。

[報道発表資料：国土交通省](#)

#### ● 主要都市の地価は97%の地区で上昇基調、2019年度年第4四半期地価LOOK：国交省

国土交通省は2月14日、主要都市の高度利用地等(全国100地区)における2019年10月1日～2020年1月1日の地価動向を調査した地価LOOKレポートの結果を公表した。

主要都市の地価は全体として緩やかな上昇基調が継続しており、上昇地区数は引き続き97地区となり、上昇地区数の割合が8期連続して9割を上回った。そのうち、緩やかな上昇(0～3%の上昇)の地区が74地区で最多となった。上昇の主な要因として、堅調なオフィス市況、再開発事業の進展による魅力的な空間・賑わいの創出、訪問客の増加による店舗、ホテル需要、利便性の高い地域等でのマンション需要が挙げられた。

[報道発表資料：国土交通省](#)

#### ● 頻発・激甚化する自然災害へ対応、都市再生特措法が一部改正

政府は2月7日、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定した。この法律案は、自然災害に対応する安全なまちづくりや、安全で魅力的なまちづくりを推進するためのもの。頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じる。また、こうした取組に併せて、駅前等のまちなかにおける歩行者空間の不足や、商店街のシャッター街化等の課題に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成し、都市の魅力を上向きさせる。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● マンションの長寿命化等を支援する事業を創設：国交省

国土交通省は2月5日、「マンションストック長寿命化等モデル事業」を創設すると発表した。高経年マンションストックが増加し、建物等の老朽化や管理組合の担い手不足等の課題が見込まれるなか、再生の検討から長寿命化に資する改修等について先導性のあるモデル的な取組みを支援し、事業の成果を広く公表する。募集事業は「計画支援型」と「工事支援型」の2つの類型。応募のあった事業の中から有識者委員会で先導性等を審査した結果を踏まえ、支援するプロジェクトが決定する。計画支援型では、事業前の立ち上げ準備段階において、長寿命化等に向けた事業を実現するための必要な調査・検討などが支援される。工事支援型では、長寿命化等の工事の実施段階において、長寿命化に資する工事のうち先進性を有するものに要する工事などに対して支援が行われる。募集の開始時期（予定）は2020年4月中。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 心理的瑕疵に係る適切な告知、取扱いに係るガイドラインの策定へ：国交省

国土交通省は2月5日、「第1回 不動産取引における心理的瑕疵に関する検討会」を開催した。不動産取引において、取引対象の不動産において過去に死亡事故が発生した事実など、いわゆる心理的瑕疵をどのように取扱うかが課題となっており、このことが、既存住宅市場活性化の阻害の一因となっている。国交省は、宅地建物取引業者、消費者団体、弁護士等による検討会を立ち上げ、不動産取引における心理的瑕疵に係る適切な告知、取扱いに係るガイドライン策定に向けた検討を進める。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「土地基本法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

政府は2月4日、「土地基本法等の一部を改正する法律案」を閣議決定した。この法律案は、所有者不明土地等問題に対応し、適正な土地の利用及び管理を確保する施策を推進するとともに、地籍調査の円滑化・迅速化を一体的に措置するためのもの。

土地所有者等の土地の適正な「利用」「管理」に関する責務（登記等権利関係の明確化、境界の明確化）を明らかにし、国・地方公共団体の講ずべき施策について土地の適正な「利用」「管理」を促進する観点から見直すとともに、土地政策全般の政府方針として土地基本方針を創設する。

また、国土調査法等の改正により、2020年度からの新たな国土調査事業十箇年計画の策定や、所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用、所有者等からの報告徴収、地方公共団体による筆界特定の申請等の調査手続の見直しを行うことなどを盛り込む。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 長期優良住宅化リフォーム推進事業を公募、補助対象の拡充や補助限度額の引上げ：国交省

国土交通省は 2 月 4 日、2019 年度補正予算の成立をうけ、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の募集を開始した。子育て世帯向け改修工事を新たに補助対象に追加するとともに、若者・子育て世帯、又は既存住宅の購入者が改修工事の実施等する場合の補助限度額の引上げを行う。事業者登録の受付期間は 2 月 4 日から 5 月 10 日。

[報道発表資料：国土交通省](#)